

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2 6 （略） 7 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 商品デリバティブ取引（当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（ただし、次に掲げる取引に限る。）をいう。） イ 差金の授受によって決済される取引 ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの （1） 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと。 （2） 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。 二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下この号において	（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2 6 （略） 7 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 商品デリバティブ取引（当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（ただし、差金の授受によって決済される取引に限る。）をいう。） （新設） （新設） （新設） 二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下この号において

同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。)

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 (略)

8・9 (略)

(信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等)

第二条 法第九条の八第七項及び令第一条の八第一項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。

(算定制当量の取得等)

第二条の二 法第九条の八第七項第七号及び第九条の九第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定制当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

(定款の変更の認可を要しない事項)

第二条の三 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は

同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によって決済される取引に限る。)

(新設)

(新設)

三 (略)

8・9 (略)

(信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等)

第二条 法第九条の八第九項及び令第一条の八第一項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。

(新設)

(定款の変更の認可を要しない事項)

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は

、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九條の七第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業を含む。）に関する事項 二 法第九條の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行う場合（法第九條の九第六項の規定により同項第五号に掲げる事業を行う場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十條の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 三 法第九條の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第六号に掲げる事業を含む。）に関する事項 三の二 法第九條の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第七号に掲げる事業を含む。）に関する事項 四〃八（略）	、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九條の八第八項の規定により行う同項第一号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第三号に掲げる事業を含む。）に関する事項 二 法第九條の八第八項の規定により同項第二号に掲げる事業を行う場合（法第九條の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行う場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十條の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 三 法第九條の八第九項の規定により行う同項に規定する事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第五号に掲げる事業を含む。）に関する事項 （新設） 四〃八（略）
--	---